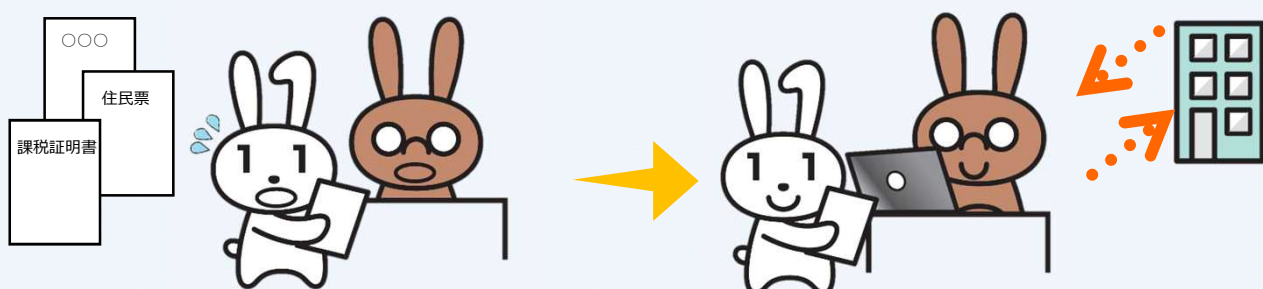


# マイナンバー制度の「情報連携」について

- 情報連携とは、マイナンバー法に基づき、専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関の間でマイナンバーから生成された符号をもとに特定個人情報をやり取りすることです。
- 各種手続の際にマイナンバーを申請書等に記入することで、住民が行政機関等に提出する必要があった書類を省略できるようになります。2017年秋頃より順次、添付書類が省略できます。
- マイナンバーを提供する際は、マイナンバーカード等の本人確認書類（マイナンバー確認書類及び身元確認書類）をご用意ください。



今まで必要だった添付書類が…

情報連携により省略できます！

※事務によっては、引き続き提出をお願いする添付書類がある場合があります。

※個別の事務手続の際には、各行政機関の案内を必ずご確認ください。

Q. どのような手続で添付書類が省略されるのですか？

A. 税や社会保障に関する一部の手続で添付書類が省略されます。具体的手続については、詳しくは内閣府のマイナンバーホームページをご覧ください。

Q. マイナンバーカードはどうしたらもらえるのですか？

A. 住民票がある市区町村へ申請してください。郵便・パソコン・スマホ・まちなかの証明写真機から無料で申請できます。

Q. 情報連携でマイナンバーが漏れることはありませんか？

A. 情報連携ではマイナンバーを直接用いず、情報保有機関ごとに振り出された符号を使用し、芋づる式に情報が漏えいすることを防止するなど様々な対策を講じています。

“マイナンバーカード”の申請は簡単！

<郵送で>



<スマホで>



<パソコンで>



<証明写真機で>※



※機器の対応をご確認ください。

# マイナンバー制度の安全対策Q&A

**Q.** マイナンバーが漏えいしたら、個人情報も全部漏れてしまうのですか？

**A.** 個人情報は一元管理しないので、芋づる式に漏えいすることはありません。

それぞれの機関が持つ個人情報を従来どおり分散して管理することで、情報漏えいの連鎖を防ぎます。

**Q.** 個人のマイナンバーを集めて、悪用されることはありませんか？

**A.** マイナンバーの利用範囲などは法律で厳しく制限されています。

法律に定められた範囲を超えて収集や保管を行うと、刑事罰を科せられる場合があります。

**Q.** マイナンバーを他人に知られたら、なりすましの被害に合うのではないですか？

**A.** マイナンバーの手続きでは本人確認を必ず行い、なりすましを防ぎます。

マイナンバーを使った手続きでは、申請者のマイナンバー確認と身分証等による身元確認が義務付けられています。

**Q.** マイナンバーのシステムでは、どのような安全対策をとっていますか？

**A.** システムにアクセスできる者を制限して、通信も暗号化しています。

不正なアクセスが行われないよう、第三者機関（個人情報保護委員会）が監視・監督しています。

**Q.** マイナンバーカードを無くしたら、ICチップの情報を盗まれますか？

**A.** ICチップには、税や年金等の重要な個人情報は記録されません。

ICチップに記録されるのは、住所、氏名等の情報のみで、ICチップの利用には暗証番号も必要です。

**Q.** マイナンバーカードを持つと個人情報が丸裸になることはありませんか？

**A.** マイナンバーカードで、個人情報を名寄せして管理されることはありません。

マイナンバーカードを作ったり利用したりしても、ICチップ等に個人情報が蓄積されることはありません。

お問合せ

マイナンバー  
総合フリーダイヤル



0120-95-0178

平日 9:30~20:00 土日祝 9:30~17:30(年末年始を除く)

■紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受け付けます

公式サイト

マイナンバー



内閣官房・内閣府